令和４年２月 15 日

株式会社アイエ務店が施工した戸建て住宅における建築基準法第28条の２の不適合について

株式会社アイエ務店が施工した戸建ての住宅のうち、同社福岡支店及び南福岡支店が福岡県、佐賀県、大分県において平成 30 年６月 17 日から令和２年 12 月 20 日までに引き渡しを行った一部の住宅において、設計図書と異なる換気設備が取付けられたことから、建築基準法第 28 条の２第三号で必要とされる換気量が不足し、法令に不適合な住宅が 82 棟ある旨、株式会社アイエ務店から九州地方整備局へ報告がありました。

九州地方整備局は、株式会社アイエ務店に対し、原因究明や再発防止策の検討を指示しました。

なお、同社からは建築基準法不適合が確認された住宅について是正工事を行った旨、報告を受けています。